

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	山岳高原観光課	整理番号	2-3
処分の種類	旅行者、旅行者代理業者、又は旅行サービス手配業者の業務の停止、又は登録の取消			
根拠法令条例等・条項	旅行業法第19条第1項、第37条第1項			
処分の概要	<p>○旅行業法第3条で登録を受けた旅行者、旅行者代理業者の業務の全部又は一部の停止、又は登録の取消</p> <p>○旅行業法第23条で登録を受けた旅行サービス手配業者の業務の全部又は一部の停止、又は登録の取消</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1. 不利益処分の基準について 法第19条第1項又は第37条第1項の規定による不利益処分を行う場合、原則として、別表に掲げるものを基準として実施するものとする。その際、「不利益処分基準」欄に行政指導が前置されていない違反に対しては、不利益処分を行う旨通知の上、直ちに当該不利益処分を科すものとし、また、行政指導が前置されている違反に対しては、まず行政指導を行い、それでも是正されない場合に業務停止処分を科すこととする。</p> <p>2. 不利益処分の軽減について 業務の全部または一部の停止について、その行為が次の(1)から(3)の全てに該当する場合には2分の1を超えない範囲で、(1)及び(2)又は(3)に該当する場合には4分の1を超えない範囲で、(1)のみ又は(2)及び(3)のみに該当する場合には8分の1を超えない範囲で、1.の業務の停止の期間を短縮することができる。 (1) 現に旅行者に身体・財産上の被害を与えていないこと (2) 過去10年以内に不利益処分を受けたことがないこと (3) 再発防止のための体制を既に構築したと認められること</p> <p>3. 不利益処分の加重等について 不利益処分を受けた旅行者が、当該不利益処分から5年を経過するまでの間に再度同一事項の違反行為を行った場合、違反行為が旅行者の死亡等の被害を生じさせ若しくは生じさせると見込まれるなど重要なものである場合、又は複数の違反行為を行った場合は、行政指導が前置されている場合であっても、直ちに当該不利益処分を科すことができることとする。この場合において、不利益処分を科す際の業務の停止の期間について、2分の3を乗じて得た日数に加重することができることとする(その日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)</p> <p>4. 不利益処分の対象となる営業所について 業務の全部又は一部の停止の対象となる営業所については、当該違反行為を行った営業所であることを基本とするが、複数の営業所を有する旅行者については、当該違反行為が本社による内部統制体制の欠如に起因するものと認められる場合にあつては、当該営業所に加え、主たる営業所についても業務の全部又は一部の停止等の不利益処分を科すことができることとする。</p> <p>5. 登録の取消について 不利益処分を科す際に業務の停止の期間が累積60日間に達した場合は、登録の取消を行うことができることとする。</p> <p>6. 不利益処分の一時的実施猶予について 不利益処分を科す場合においても、既に締結された旅行契約の円滑な履行に必要な限度において一部の業務を継続しうるものとする。</p>			
基準の制定根拠	観光庁通達 平成29年観観産837号を準用			

(別表)

	根拠条文	違反行為の内容	不利益処分基準	(参考)罰則
登録に関するもの	1 法第3条又は第23条	登録違反	-	懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	2 法第3条、第6条の3第1項、第6条の4第1項又は第23条	不正の手段による新規登録、変更登録、更新登録	60日間の業務の停止又は登録の取消	懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	3 法第6条の4第1項	業務範囲の変更に係る違反	60日間の業務の停止又は登録の取消	懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	4 法第7条第3項、第9条第6項又は第11条	供託未届けの状態で事業を開始	60日間の業務の停止又は登録の取消	100万円以下の罰金
	5 法第14条又は第32条	名義貸し、営業の貸し渡し等	60日間の業務の停止又は登録の取消	懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	6 法第6条の4第3項又は第27条	登録事項変更届未届け等	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	7 法第19条第1項第2号又は第37条第1項第2号	登録後に登録拒否事由に該当、登録時拒否事由に該当していたことが登録後に判明	是正されるまで業務の停止又は登録の取消	6月以下若しくは50万円以下の罰金、又は併科
事業の実施体制に係るもの	8 法第10条	取引高未報告等	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	9 法第11条の2第1項又は第2項	旅行業務取扱管理者不選任	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	10 法第11条の2第1項	旅行業務取扱管理者の職務義務違反	行政指導→18日間の業務停止	なし
	11 法第11条の2第4項	他営業所との管理者兼務(地域限定旅行者で兼務が可能な場合を除く)	行政指導→6日間の業務停止	なし
	12 法第11条の2第7項	旅行業務取扱管理者定期研修の未受講	行政指導→6日間の業務停止	なし
	13 法第12条の2第1項	認可を受けていない旅行業約款の使用	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	14 法第12条第1項	取扱料金(募集型企画旅行以外)非揭示	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	15 法第12条の2第3項	約款非揭示等	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	16 法第12条の6第1項	外務員規定違反	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	17 法第12条の9第1項及び第2項	標識非揭示等	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	18 法第14条の2第3項	受託契約不備	行政指導→6日間の業務停止	なし
	19 法第28条第1項又は第2項	旅行サービス手配業務取扱管理者不選任	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	旅行者に対する取引行為に係るもの	20 法第28条第1項	旅行サービス手配業務取扱管理者の職務義務違反	行政指導→18日間の業務停止
21 法第28条第4項		他営業所との管理者兼務	行政指導→6日間の業務停止	なし
22 法第28条第6項		旅行サービス手配業務取扱管理者定期研修の未受講	行政指導→6日間の業務停止	なし
23 法第33条		無登録の旅行サービス手配業者の使用	行政指導→18日間の業務停止	なし
24 法第12条の4		取引条件説明不実施、書面不交付	行政指導→6日間の業務停止	なし
25 法第12条の5		契約書面不交付	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
26 法第12条の7		募集型企画旅行広告規定違反	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
27 法第12条の8		誇大広告	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
28 法第21条の10		旅程管理不実施	18日間の業務停止	なし
29 法第12条の11		旅程管理主任者規定違反	行政指導→6日間の業務停止	なし
30 法第13条第1項		禁止行為(取扱料金を超えた料金收受、故意の事実隠蔽、不実告知)	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
31 法第13条第2項		禁止行為(債務履行の不当な遅延)	行政指導→6日間の業務停止	なし
32 法第13条第3項		禁止行為(旅行地で施行されている法令違反行為の斡旋、便宜供与等)	18日間の業務停止	なし
その他	33 法第30条	契約書面不交付	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	34 法第31条第1項	禁止行為(故意の事実隠蔽、不実告知)	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	35 法第31条第2項	禁止行為(債務履行の不当な遅延)	行政指導→6日間の業務停止	なし
	36 法第31条第3項	禁止行為(信用失墜行為)	18日間の業務停止	なし
	37 法第19条第1項又は第37条第1項	業務停止命令違反	60日間の業務の停止又は登録の取消	6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又は併科
	38 法第18条の3又は第36条	業務改善命令違反	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	39 法第70条第1項及び第3項	虚偽報告及び立入検査拒否等	18日間の業務停止	30万円以下の罰金

(注1) 9から23の違反については、以下の違反期間の区分に応じた日数を上表の日数(本文2の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数)に加算する。

14日以内	0日
15日超1ヶ月以内	3日
1ヶ月超6ヶ月以内	5日
6ヶ月超1年以内	10日
1年超	15日

(注2) 32及び36の違反については、違反回数が5回増える毎に2日間を上表の日数(本文2の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数)に加算する。